（別紙２―18　ずわいがに日本海系群Ａ海域）

第１・第２　（略）

第３　資源管理の目標

１　目標管理基準値　2.6千トン（最大持続生産量を実現するために必要な親魚量（成熟した雌の資源量をいう。以下この別紙において同じ。））

２　（略）

３　禁漁水準値　0.2千トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量）

第４　漁獲シナリオ

１　漁獲シナリオ

令和７年度（2025年度）の資源評価に基づき、親魚量が令和18管理年度（2036管理年度）に、少なくとも50パーセントの確率で、第３の１の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

２　漁獲圧力

１の規定を踏まえたずわいがに日本海系群Ａ海域の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

⑴　親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を実現する漁獲圧力の水準に0.8を乗じた値とする。

⑵　親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を⑴の規定に基づき算出した値に乗じた値とする。

（削る）

（削る）

（別紙２―18　ずわいがに日本海系群Ａ海域）

第１・第２　（略）

第３　資源管理の目標

１　目標管理基準値　３千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量（成熟した雌の資源量をいう。以下この別紙において同じ。））

２　（略）

３　禁漁水準値　0.1千トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量）

第４　漁獲シナリオ

１　漁獲シナリオ

令和２年（2020年）の資源評価に基づき、親魚量が令和12年（2030年）に、少なくとも50パーセントの確率で、第３の１の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

２　漁獲圧力

１の規定を踏まえたずわいがに日本海系群Ａ海域の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

⑴　令和３年（2021年）は、３⑴の漁獲可能量（３千トン）により管理を行うものとする。

⑵　令和４年（2022年）から令和12年（2030年）までは、以下のとおりとする。

①　親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.8を乗じた値とする。

②　親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を①の規定に基づき算出した値に乗じた値とする。

③　②の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、０とする。

（削る）

⑶　⑵の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、０とする。

３　漁獲可能量の算定方法

生物学的許容漁獲量は、以下の数量とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

⑴　資源評価において示される当該管理年度の資源量に、２の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値

⑵　⑴の規定にかかわらず、⑴の規定に基づき算出した値が３千トンを上回っている場合は、３千トン

第５～第９　（略）

（別紙２―19　ずわいがに日本海系群Ｂ海域）

第１・第２　（略）

第３　資源管理の目標

１　目標管理基準値　1,217トン（最大持続生産量を実現する漁獲圧力の代替値として、加入量当たり親魚量（成熟した雌の資源量をいう。以下この別紙において同じ。）が、漁獲圧力が０の場合の加入量当たり親魚量に対し、40パーセントとなるときの漁獲圧力を用いることで達成される資源水準の値）

（新設）

３　漁獲可能量の算定方法

生物学的許容漁獲量は、以下の数量とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

⑴　令和３年（2021年）　３千トン

⑵　令和４年（2022年）から令和12年（2030年）まで　資源評価において示される当該管理年度の資源量に、２⑵の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値

第５～第９　（略）

（別紙２―19　ずわいがに日本海系群Ｂ海域）

第１・第２　（略）

第３　資源管理の目標

１　目標管理基準値

加入量当たり親魚量（成熟した雌の資源量をいう。以下この別紙において同じ。）が、漁獲圧力が０の場合の加入量当たり親魚量に対し、30％となる漁獲圧力の水準とすることで達成される資源水準の値とする。

㈱　ずわいがに日本海系群Ｂ海域は、現時点では、再生産関係を用いて目標管理基準値や限界管理基準値を示すことはできない。このため、再生産関係を用いた漁獲シナリオ導入が可能となるまでの数年間は、上記の指標を代替的に用いて目標管理基準値を設定する。